

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

11月号 Vol.91

## 今月の SMILE

今月の表紙はクロッカスです！

まいど おおきに！

今月の表紙はクロッカスです。クロッカスは耐寒性秋植え球根植物で早春に咲きます。

中国共産党の第20回大会が閉幕した直後、中国企業株は暴落しました。香港のハンセン指数は、24日朝の取引開始直後から急落し、取引中に最大で1,128ポイント急落し15,000に迫り、終盤は少し回復したものの、15,195.79ポイントで終わりました。13年ぶりに安値更新だそうです。中国A株式も、取引開始後の短い上昇の後、急速に下落となり、上海証券株式指数は終盤に3,000ポイントを破り、2.02%下落し、29,977.56ポイントで終了しました。24日と言えば、中国統計局が、午前9時30分に、中国のGDPが前年比3.9%増加したというニュースを発表しました。これは欧米の経済学者の予想である約3.5%を上回っていました。なぜこのニュースが市場に良い動きを与えなかったのでしょうか？そこで世界の反応を見ると、ロイターは、中国の新指導部について、中国の経済実務主義から政治的なイデオロギーの転換を示している、と指摘しました。またブルームバーグは、投資家は依然として、新指導部が民間企業の復興を支援するのは疑問だと考えている、と述べています。

そして今や、世界で最も注目され始めているのが、中国の次期首相になると言われている李強氏であると思います。上海の人たちからすれば、隔離政策を強行したという印象が強いですが、その李強氏が国務院の総理になることはほぼ間違いとされています。ロイターは、中国の新しい経済チームが、来年、経済復興のために投資や大規模プロジェクトを重点に大規模な景気刺激策を講じるであろう、と分析しています。どのような景気刺激策が採られるのでしょうか？そして今回の党大会で示された優先事項は、富を社会の中でより平均的に分配すること、中国の技術、エネルギーの面での自立、食料供給などを強化することです。そのため中国経済は、私営企業にではなく、国有企業主導に転じるのではないかの憶測が広がっています。中国の経済社会発展の必要性和新指導部の理想主義が矛盾した時、李強氏がどのようにバランスをとっていくかが注目されます。

冒頭のクロッカスではありませんが、今、中国に駐在されている方は、まさに寒い時期に植えられた球根のようなものかもしれませんが、これからの寒さに耐えて、いつか花が咲くことを希望していきましょう！

それでは、今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



### 2022年9月CPIの前年同月比上昇幅が拡大 PPIの前年同月比上昇幅は引き続き下落

— 国家統計局都市司首席統計師の董莉娟氏が2022年9月のCPIとPPIデータを解説 —

国家統計局は10月14日、2022年9月の全国CPI(住民消費価格指数)とPPI(工業生産者出荷価格指数)のデータを発表した。これについて、国家統計局都市司首席統計師の董莉娟氏が解説した。

#### 1. CPIは前月比でやや上昇し、前年同期比の上昇幅は拡大した。

9月、各地域の各部門は疫病予防・抑制と経済社会発展の仕事を引き続き統一的に推進し、多種の措置を講じて重要な民生商品の安定供給と価格の安定に全力を尽くし、住民消費市場の運営は全体的に安定している。

前月比で見ると、CPIは前月比0.1%減から0.3%増に転じた。そのうち、食品価格は1.9%上昇し、上昇幅は前月より1.4ポイント拡大し、CPIの上昇に約0.35ポイント影響した。食品の中で、高温少雨の天気の影響を受けて、新鮮な野菜の価格は6.8%上昇して、上昇幅は先月より4.8ポイント拡大して、影響CPIは約0.14ポイント上昇して、CPIの環比の総上昇幅の4割余りを占めて、豚肉の消費需要が季節的に回復したことに加え、強気予想の下で一部の養殖業者が売り惜みをし、価格は引き続き上昇したが、中央備蓄豚肉の投入などの措置の下で、中下旬の上昇はやや鈍化し、全月平均5.4%上昇した。祝日期间中の消費需要の増加を受けて、卵、エビ、カニ類、果物の価格はそれぞれ6.0%、2.4%、1.3%上昇した。非食品価格は前月から0.3%下落し、横ばいに転じた。非食品のうち、工業消費財の価格は前月から0.7%下落して横ばいに転じ、そのうち国際原油価格の下落の影響を受けて、国内のガソリンとディーゼル油の価格はそれぞれ1.2%と1.3%下落した。夏と秋の季節の変わり目は新しく、衣料品の価格は0.8%上昇した。サービス価格は先月の横ばいから0.1%下落に転じ、そのうち夏休み終了と疫病発生の影響で、地域をまたぐ外出が減少し、航空券、ホテル宿泊、旅行会社の料金価格はそれぞれ9.9%、2.9%、1.3%下落した。地元ツアーや周辺ツアーが増え、交通機関のレンタル料金が4.0%上昇した。

CPIは前年同期比2.8%上昇し、上昇幅は前月比0.3ポイント拡大した。そのうち、食品価格は8.8%上昇し、上昇幅は前月より2.7ポイント拡大し、CPIの上昇に約1.56ポイント影響した。食品のうち、豚肉の価格は36.0%上昇し、上昇幅は前月より13.6ポイント拡大した。果物と野菜の価格はそれぞれ17.8%と12.1%上昇し、食用油、鳥類、卵と食糧の価格はそれぞれ8.3%、7.9%、7.6%と3.6%上昇し、上昇幅はいずれも拡大した。非食品価格は1.5%上昇し、上昇幅は前月比0.2ポイント下落し、CPIの上昇に約1.21ポイント影響した。非食品のうち、工業消費財の価格は2.6%上昇し、上昇幅は前月より0.4ポイント下落し、そのうちガソリン、ディーゼル油、液化石油ガスの価格はそれぞれ19.2%、21.0%、16.6%上昇し、上昇幅はいずれも下落した。サービス価格は0.5%上昇し、上昇幅は前月より0.2ポイント下落した。

9月のCPIの前年同月比上昇率2.8%のうち、昨年の価格変動の反りの影響は約0.8ポイント、新値上げの影響は約2.0ポイントと試算されている。食品とエネルギー価格を差し引いたコアCPIは前年同期比0.6%上昇し、上昇幅は前月比0.2ポイント下落した。

#### 2. PPIは下落幅より狭く、前年同期比の上昇幅は引き続き下落した。

9月、国際原油などの大口商品価格は引き続き下落し、国内の一部業界の需要は回復し、工業品価格の動きは全体的に下押ししたが、下押し態勢は緩やかになった。

前月比で見ると、PPIは0.1%低下し、下落幅は前月より1.1ポイント縮小した。そのうち、生産資料の価格は0.2%下落し、下落幅は1.4ポイント縮小した。生活資料価格は0.1%下落から0.1%上昇に転じた。国際原油価格の下落は国内の関連業界の価格低下を牽引し、そのうち石油と天然ガス採掘業の価格は3.8%下落し、化学原料と化学製品製造業の価格は1.5%下落し、化学繊維製造業の価格は0.4%下落し、石油石炭及びその他の燃料加工業の価格は0.1%下落した。インフラ投資プロジェクトが徐々に実施され、金属、セメントなどの関連業界の需要が回復し、価格の下落幅はいずれも縮小した。黑色金属製錬と圧延加工業の価格は1.7%下落し、下落幅は2.4ポイント縮小した。非鉄金属製錬と圧延加工業の価格は0.1%下落し、下落幅は1.9ポイント縮小した。非金属鉱物製品業の価格は0.4%下落し、下落幅は0.6ポイント縮小した。石炭貯蔵需要が高まり、石炭採掘・洗選業の価格は4.3%下落から0.5%上昇に転じた。また、農副食品加工業

の価格は0.2%下落から0.8%上昇に転じた。電力熱生産と供給業の価格は1.3%上昇し、上昇幅は1.0ポイント拡大した。前年同期比を見ると、PPIは0.9%上昇し、上昇幅は前月より1.4ポイント下落した。そのうち、生産資料の価格は0.6%上昇し、上昇幅は1.8ポイント下落した。生活資料の価格は1.8%上昇し、上昇幅は0.2ポイント拡大した。調査した40の工業業界の大類のうち、価格が上昇したのは30で、先月より2つ減少した。主要業界のうち、価格上昇幅が下落したのは、石油石炭やその他の燃料加工業が17.2%上昇し、4.1ポイント下落した。石油・天然ガス採掘業は31.1%上昇し、3.9ポイント下落した。化学原料と化学製品製造業は1.0%上昇し、3.5ポイント下落した。価格が上昇から下落に転じたのは、石炭採掘・洗選業が8.6%上昇から2.7%下落に転じ、非金属鉱物製品業が1.4%上昇から1.8%下落に転じた。価格の下落幅が拡大したのは、黑色金属製錬と圧延加工業が18.0%下落し、非鉄金属製錬と圧延加工業が4.4%下落し、下落幅はいずれも2.9ポイント拡大した。価格の上昇幅が拡大したのは、電力熱力生産と供給業が10.1%上昇し、農副食品加工業が7.4%上昇し、上昇幅はいずれも0.9ポイント拡大した。

9月のPPIの前年同月比上昇率0.9%のうち、昨年の価格変動の反りの影響は約1.3ポイント、新値上げの影響は約-0.4ポイントと試算されている。

詳細については、下表をご覧ください。

2022年9月份的居民消费价格（CPI）变动情况  
(2022年9月消費者物価指数「CPI」変動情况)

(中国語)	(和訳)	9月		1~9月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	0.3	2.8	2
其中：城市	その内、都市部	0.3	2.7	2
农村	農村部	0.4	3.1	2
其中：食品	その内、食品	1.9	8.8	2
非食品	非食品	0	1.5	2
其中：消费品	その内、消費品	0.6	4.3	2.7
服务	サービス	-0.1	0.5	0.9
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	0	0.6	0.9
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	1.3	6.3	1.9
粮食	糧食	0.2	3.6	2.7
食用油	油脂	0.6	8.3	5.1
鲜菜		6.8	12.1	8.7
畜肉类	畜肉類	3	16	-10.6
其中：猪肉	その内、豚肉	5.4	36	-18
牛肉	牛肉	0.6	1.7	0.8
羊肉	羊肉	0.3	-2	-4.1
水产品	水産品	0.8	2.8	1.5
蛋类	卵	5.4	7.3	6.1
奶类	ミルク類	0	1.1	0.8
鲜果	新鮮フルーツ	1.3	17.8	13.5
烟草	タバコ	0.2	1.4	1.6
酒类	酒	-0.3	1.6	1.6
二、衣着	三、衣類	0.8	0.5	0.6
服装	服装	0.8	0.6	0.6
鞋类	靴	0.5	0.3	0.3
三、居住	八、居住	-0.1	0.3	1
住房租金	住宅家賃	-0.2	-0.7	-0.1
水、电、燃料	水、電気、燃料	0	2.5	3.7
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	0	1.4	1.1
家用电器	家電機器	-0.3	0.9	1.7
家庭服务	家庭サービス	0.1	2.6	2.9
五、交通和通信	五、交通と通信	-0.6	4.5	5.9
交通工具	交通機関	-0.1	-1.2	0.2
交通工具用燃料	交通工具用燃料	-1.2	19	24.4
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0.1	1.6	1.5
通信工具	通信ツール	0.2	-1.6	-3.1
通信服务	通信サービス	0	-0.3	-0.3
快递服务	郵便サービス	0.1	0	-0.1
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	0.4	1.2	2
教育服务	教育サービス	0.7	1.4	2.4
旅游	旅行	-1.2	1.9	3.1
七、医疗保健	五、医療保健	0	0.7	0.7
中药	漢方薬	0.2	2.8	2.4
西药	西洋薬	0	-0.4	-0.5
医疗服务	医療サービス	0	0.9	0.9
八、其他用品和服务	六、その他用品とサービス	-0.3	1.6	1.3



2022年9月工业生产者价格（PPI）主要数据  
 (2022年9月生産者物価指数「PPI」変動情况)

(中国語)	(和訳)	9月		1~9月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
<b>一、工业生产者出厂价格</b>	<b>一、工業品生産者出荷価格</b>	<b>-0.1</b>	<b>0.9</b>	<b>5.9</b>
生产资料	生産手段	-0.2	0.6	7.4
采掘	採掘	-0.8	3.5	24.9
原料	原料	0.1	5.8	13.8
加工	加工	-0.3	-1.9	3.1
生活资料	消費資料	0.1	1.8	1.3
食品	食品	0.3	4.1	2.3
衣着	衣料品	0.3	2.3	1.6
一般日用品	一般的な日用品	0	1.6	1.6
耐用消费品	耐久消費財	0	-0.6	-0.1
<b>二、工业生产者购进价格</b>	<b>二、工業品生産仕入れ価格</b>	<b>-0.5</b>	<b>2.6</b>	<b>8.3</b>
燃料动力类	燃料動力類	-0.6	14.3	26.7
黑色金属材料类	黒金属材料	-1.9	-11.7	-1.1
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	-0.7	-2.9	8.7
化工原料类	化学原料類	-1.7	1.6	10.5
木材及纸浆类	木材及びパルプ	0.5	5.2	4.5
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	-0.4	0.2	6.4
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	0.1	0.9	2.8
农副产品类	農業副産物	1	9.1	3.8
纺织原料类	紡織原材料類	-0.8	2.7	7.2
<b>三、主要行业出厂价格</b>	<b>三、主要な業界の出荷価格</b>			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	0.5	-2.7	30.5
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	-3.8	31.1	43.1
黑色金属矿采选业	黒色金屬鉱物採鉱業	-3	-25.1	-15.7
有色金属矿采选业	非鉄金屬鉱物採鉱業	0.4	3.9	9.6
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	0.2	6.1	6.5
农副食品加工业	農業の食品加工業	0.8	7.4	3.7
食品制造业	食品製造業	-0.3	3.2	4.2
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0.1	1.2	0.8
烟草制品业	タバコ製品業	0	0.5	0.7
纺织业	紡績業	-0.6	1.4	5.4
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0.1	1.8	1.2
木材加工和木、竹、藤、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	0	1.2	2.4
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.6	0	1.3
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.1	0.8	1.2
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-0.1	17.2	29.5
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-1.5	1	12.5
医药制造业	医薬品の製造	-0.3	0.4	0.5
化学纤维制造业	化学繊維製造業	-0.4	3.1	6.4
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.3	0.1	2.4
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-0.4	-1.8	4.6
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金屬精錬と圧延加工業	-1.7	-18	-1.3
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金屬を製錬すると圧延加工業	-0.1	-4.4	9.6
金属制品业	金屬製品業	-0.4	-1.3	3.9
通用设备制造业	汎用設備製造業	0	0.4	1.5
汽车制造业	自動車製造業	-0.1	-0.2	0.4
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	-0.2	0.9	1.6
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	0.1	-0.2	0.6
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	1.3	10.1	9
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	0.6	16.4	17.3
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0	1.2	1.4

## 今年第3四半期の中国の輸出入は前年同期比9.9%増

税関の統計によると、今年第3四半期、中国の輸出入総額は31.11兆円で、前年同期(以下同じ)より9.9%増加した。そのうち、輸出は17兆6,700億円で、13.8%増加した。輸入額は13.44兆円で、5.2%増加した。貿易黒字は4兆2,300億円で、53.7%拡大した。ドル建てでは、第3四半期の我が国の輸出入総額は4兆7500億ドルで、8.7%増加した。そのうち、輸出は2兆7,000億ドルで、12.5%増加した。輸入は2.05兆ドルで、4.1%増加した。貿易黒字は6,451億5,000万ドルで、51.6%拡大した。

9月、中国の輸出入総額は3.81兆円で、8.3%増加した。そのうち、輸出は2兆1,900億円で、10.7%増加した。輸入額は1兆6,200億円で、5.2%増加した。貿易黒字は5,735億7,000万円で、29.9%拡大した。ドル建てでは、9月の我が国の輸出入総額は5,607億7,000万ドルで、3.4%増加した。そのうち、輸出は3,227億6,000万ドルで、5.7%増加した。輸入額は2,380.1億ドルで、0.3%増加した。貿易黒字は847億5,000万ドルで、24.5%拡大した。

一般貿易輸出入の二桁成長、比重向上。第3四半期、中国の一般貿易輸出入は19兆9,200億円で、13.7%増加し、中国の対外貿易総額の64%を占め、前年同期より2.1ポイント上昇した。そのうち、輸出は11兆3,000億円で、19.3%増加した。輸入額は8兆6,200億円で、7.1%増加した。同期、加工貿易の輸出入は6兆2,700億円で、3.4%増加し、20.2%を占めた。そのうち、輸出は3兆9,900億円で、5.4%増加した。輸入は2兆2,800億円で、前年同期とほぼ横ばいだった。

また、我が国は保税物流方式で3兆8,300億円の輸出入を行い、9.2%増加した。そのうち、輸出は1兆4,600億円で、13.6%増加した。輸入は2兆3,700億円で、6.7%増加した。

ASEAN、EU、米国などの主要貿易パートナーに対する輸出入が増加している。第3四半期、ASEANは中国の第1位の貿易パートナーで、中国とASEANの貿易総額は4.7兆円で、15.2%増加して、中国の対外貿易総額の15.1%を占めている。そのうち、ASEANへの輸出は2兆7,300億円で、22%増加した。ASEANからの輸入は1兆9,700億円で、6.9%増加した。対ASEAN貿易黒字は7,536億円で、93.4%拡大した。EUは中国の第2位の貿易パートナーであり、中国とEUの貿易総額は4兆2,300億円で、9%増加し、13.6%を占めた。そのうち、EUへの輸出は2兆8,100億円で、18.2%増加した。EUからの輸入は1.42兆円で、5.4%減少した。対EU貿易黒字は1兆3,900億円で、58.8%拡大した。米国は中国の第3位の貿易パートナーであり、中国と米国の貿易総額は3兆8,000億円で、8%増加し、12.2%を占めた。そのうち、米国への輸出は2兆9,300億円で、10.1%増加した。米国からの輸入額は8,651億3,000万円で、1.3%増加した。対米貿易黒字は2兆7,000億円で、14.2%拡大した。韓国は我が国の第4位の貿易パートナーであり、中国と韓国の貿易総額は1.81兆円で、7.1%増加し、5.8%を占めた。そのうち、対韓国輸出は8,028億3,000万円で、16.5%増加した。韓国からの輸入は0.6%増の1兆1,000億元、対韓国貿易赤字は2,066億6,000万円で、34.2%縮小した。同期、中国は「一帯一路」沿線諸国に対して合計10兆4,000億円の輸出入を行い、20.7%増加した。そのうち、輸出は5兆7,000億円で、21.2%増加した。輸入は4兆3,400億円で、20%増加した。

民間企業の輸出入が急速に増加し、比重が高まっている。第3四半期、民間企業の輸出入は15兆6,200億円で、14.5%増加し対外貿易総額の50.2%を占め、前年同期より2ポイント上昇した。そのうち、輸出は10.61兆円で、19.5%増加、中国の輸出総額の60%を占めた。輸入は5.01兆円で、5.4%増加し、輸入総額の37.3%を占めた。同期、6%増加した。輸入は4.79兆円で、1.8%減少した。国有企業の輸出入は5兆2,000億円で、15.1%増加し外商投資企業の輸出入は10.42兆円で、2%増加し、中国の対外貿易総額の33.5%を占めた。そのうち、輸出は5兆6,300億円で、中国の対外貿易総額の16.1%を占めた。そのうち、輸出は1兆4,100億円で、10.8%増加した。輸入は3兆6,100億円で、16.9%増加した。

機電製品と労働集約型製品の輸出はいずれも増加した。第3四半期、我が国の輸出機電製品は10.04兆円で、10%増加し、輸出総額の56.8%を占めた。そのうち、自動データ処理設備とその部品は1兆1,800億円で、1.9%増加した。携帯電話は6,722億5,000万円で、7.8%増加した。自動車は2,598億4,000万円で、67.1%増加した。同期、労働集約型製品の輸出は3兆1,900億円で、12.7%増加し、18%を占めた。そのうち、服装と服装の付属品は8,806億5,000万円で、11.1%増加した。織物は7,474.6億円で、9.7%増加した。プラスチック製品は5,259億3,000万円で、14.5%増加した。また、輸出鋼材は5,120万9,000トンで、3.4%減少した。製品油は3,545.1万トンで、27.6%減少した。肥料は1,726万5,000トンで、33.8%減少した。

鉄鉱石砂の輸入量の価格は一斉に下落し、原油、石炭、天然ガス、大豆などの輸入量は値下げされた。第3四半期、中国の鉄鉱石砂輸入額は8億2,300万トンで、2.3%減少し、輸入平均価格(以下同じ)はトン当たり813円で、29.7%下落した。同期間、輸入原油は3億7,000万トンで、4.3%減少し、トン当たり4,808.3円で、55.1%上昇した。石炭は2億1,000万トンで、12.7%減少し、トン当たり989.6円で、66.2%上昇した。天然ガスは8,116万3,000トンで、9.5%減少し、トン当たり4,006.3円で、60.7%上昇した。大豆は6,904.3万トン、6.6%減、トン当たり4,409.8元、25.8%上昇した。初級形状のプラスチックは2,267万8,000トンで、12%減少し、トン当たり1.25万円で、9.5%上昇した。製品油は1,737万2,000ト

ンで、13.9%減少し、トン当たり5,250・8円で、36%上昇した。また、未鍛造圧延銅及び銅材の輸入は443.1万トンで、9.8%増加し、トン当たり6.3万円で、4.1%上昇した。同期、輸入機電製品は5兆2,000億円で、3.8%減少した。そのうち、集積回路は4,171.3億個で、12.8%減少し、価値は2.07兆円で、2.6%増加した。自動車(シャシーを含む)は67.1万台で、11%減少し、2,697.6億円の価値があり、0.2%減少した。

詳細について、下表をご覧ください。

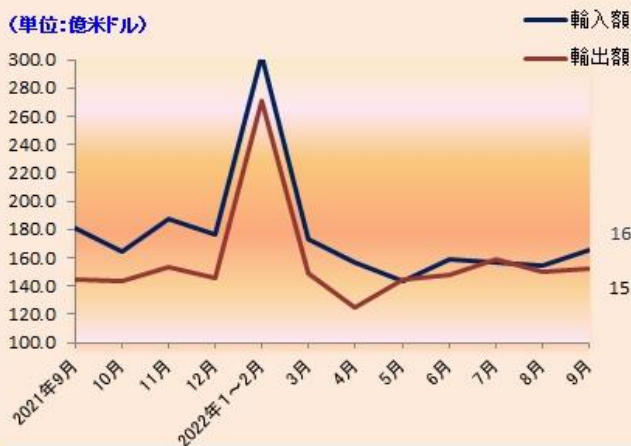
項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計 去年同期との比較±%
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	
進出口総値(輸出入総額)	5,607.7	47,520.4	1.9	3.4	8.7
出口総値(輸出総額)	3,227.6	26,985.9	2.5	5.7	12.5
进口総値(輸入総額)	2,380.1	20,534.4	1.1	0.3	4.1
進出口差額(輸出入差額)	847.4	6,451.5	-	-	-

(日本語)	(中国語)	単位:百万美元(百万米ドル)								
輸入原産国(地区)	进口原产国(地区)	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較(%)		
輸出最終目的国(地区)	出口最終目的国(地区)	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	輸出入	輸出	进口
<b>総額</b>	<b>总值</b>	560,767.1	4,752,035.0	322,755.3	2,698,594.1	238,011.8	2,053,440.9	8.7	12.5	4.1
その内、欧州連合	其中: 欧洲联盟	70,758.6	645,951.1	46,962.1	428,743.8	23,796.5	217,207.3	7.9	16.9	-6.4
その内、ドイツ	其中: 德国	18,578.2	173,565.0	9,203.6	88,859.7	9,374.6	84,705.3	0.9	8.6	-6.1
オランダ	荷兰	11,311.1	97,913.7	10,323.9	88,607.6	987.2	9,306.0	19.9	23.8	-8
フランス	法国	6,450.5	61,389.3	3,687.7	35,552.7	2,762.8	25,836.6	-0.1	8.2	-9.7
イタリア	意大利	6,177.1	60,544.0	3,848.5	39,777.4	2,328.6	20,766.6	13.2	29.8	-9
アメリカ	美国	65,447.0	580,397.0	50,760.1	447,904.6	14,686.9	132,492.5	6.9	8.9	0.5
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	90,239.6	717,812.3	52,264.0	416,283.4	37,975.6	301,528.9	13.8	20.6	5.7
その内、ベトナム	其中: 越南	22,148.9	171,940.7	12,784.8	108,720.7	9,364.1	63,220.0	2.4	6.6	-4.2
マレーシア	马来西亚	18,329.4	149,666.3	8,466.7	68,386.6	9,862.7	81,279.7	21.1	29.9	14.5
タイ	泰国	11,214.7	102,365.1	6,592.4	58,509.8	4,622.3	43,855.3	5.1	16.7	-7.2
シンガポール	新加坡	12,280.9	82,228.2	9,507.0	55,725.5	2,773.9	26,502.7	20.1	41.5	-8.8
インドネシア	印度尼西亚	14,451.9	110,096.3	6,636.2	53,914.4	7,815.7	56,181.8	28.8	26.8	30.7
フィリピン	菲律宾	7,661.0	65,390.4	5,763.0	47,618.5	1,898.0	17,771.8	10.3	15.7	-2
日本	日本	31,767.6	270,739.5	15,249.1	129,523.8	16,518.5	141,215.7	-1.4	6.5	-7.6
中国香港	中国香港	31,479.3	224,584.1	30,615.5	219,059.6	863.8	5,524.4	-11.8	-11.3	-27.5
韓国	韩国	31,606.4	277,064.6	13,564.7	122,648.3	18,041.7	154,416.3	6	15.3	-0.3
中国台湾	中国台湾	28,588.6	245,998.5	6,745.5	63,077.5	21,843.1	182,921.0	3.2	10.6	0.8
オーストラリア	澳大利亚	19,670.7	167,646.7	8,004.1	58,249.7	11,666.6	109,397.0	-3.6	25	-14.1
ロシア連邦	俄罗斯联邦	18,655.5	136,089.0	7,999.4	52,243.8	10,656.1	83,845.1	32.5	10.3	51.6
インド	印度	12,448.1	103,633.8	11,093.0	89,662.2	1,355.1	13,971.5	14.6	31	-36.4
イギリス	英国	8,754.8	78,256.6	7,073.8	61,322.1	1,680.9	16,934.5	-3.8	-2.2	-9.3
カナダ	加拿大	8,191.9	69,146.3	4,348.9	41,902.6	3,843.0	27,243.8	15.6	12.5	20.6
ニュージーランド	新西兰	2,104.7	19,406.0	907.1	7,007.4	1,197.6	12,398.6	4.5	15.3	-0.8
ラテンアメリカ	拉丁美洲	44,349.6	373,474.8	23,077.2	194,005.5	21,272.4	179,469.3	12.5	18.6	6.5
その内、ブラジル	其中: 巴西	16,144.0	133,320.6	5,791.8	47,963.5	10,352.2	85,357.1	6.4	25.5	-1.9
アフリカ	非洲	24,997.4	214,657.7	14,861.7	121,610.0	10,135.7	93,047.7	15.7	12.9	19.7
その内、南アフリカ	其中: 南非	6,260.6	44,329.5	2,375.4	18,127.2	3,885.2	26,202.3	11.8	20.6	6.5

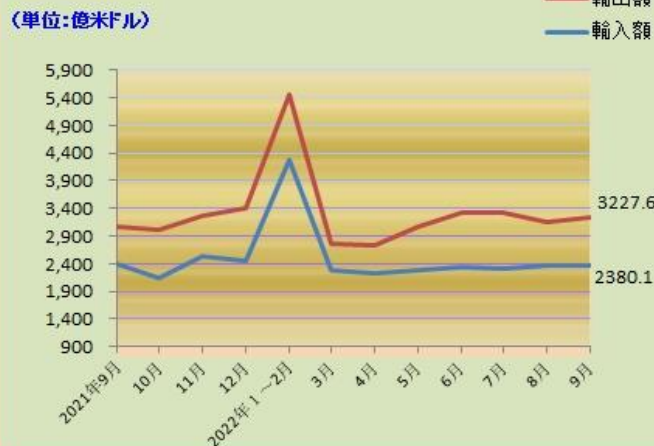
注:  
 1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。  
 2. 欧州連合には、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。  
 3. 2020年2月1日から、EUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期にも相応の調整を行った。



最近一年中国対日本の輸出&輸入額推移



最近一年の中国輸出入貿易額推移



## 会計・税務情報

### 上海市、印紙税の納付期限を明確化

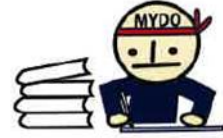


2022年7月1日より「中華人民共和国印紙税法」が正式に施行されました。印紙税法及びその関連公告の規定に基づき、上海市における徴収管理の実態に合わせて、国家税務総局上海市税務局はこのたび、「印紙税の納付期限に関する公告」(国家税務総局上海市税務局公告 2022年第3号)を発表しました。印紙税の納付期限を以下の通りに調整することを明らかにした。

1. 課税契約は四半期ごとに申告納付する。課税契約を経常的に作成しない納税者は、その都度に申告納付することを選択できる。
2. 課税財産権移転書はその都度に申告納付する。納税者が財産権移転書を経常的に作成することにより、毎回作成後に申告が難しい場合、四半期ごとに申告納付することを選択できる。
3. 課税営業帳簿は年ごとに申告納付する。
4. 国外の単位または個人の課税証憑はその都度に申告納付する。毎回作成後に申告することが難しい納税者は、年ごとに申告納付することを選択できる。
5. 印紙税が四半期ごと、年ごとに計算して徴収を行う場合、納税者は四半期または年度の終了日から15日以内に税金を申告納付しなければならない。その都度に計算して徴収を行う場合、納税者は納税義務が発生する日から15日以内に税金を申告納付しなければならない。

なお、印紙税が四半期ごとまたは年ごとの申告を選択すると、税金が発生していない場合も、期限通りに申告手続きをしなければならない。また、印紙税がその都度に計算して徴収を行う場合、申告期限を過ぎた場合は延滞金が課せられますので、ご注意ください。





#### 1. はじめに

近年、中国においては人材獲得競争が激しくなりつつあり、企業間の人材移動もますます頻繁になっている。それによって企業の商業秘密、知的財産権が侵害されるリスクを防ぐことが重要視されており、そのため、企業としては、高級管理職、技術者及びその他の守秘義務を負う従業員等と競業避止義務について約定することで対応する必要がある。実務上、従業員の競業避止義務違反により紛争事件が生じた場合、「主張する者が立証する」という立証責任の分配の原則により、一般的に企業は、従業員に競業避止義務に違反する行為（以下、「競業行為」という）があったことを証明する必要があるが、従業員の競業行為は隠蔽されやすく、企業は常に「競業行為の立証の難しさ」という問題に直面している。そこで、本稿では、従業員の新旧使用者間における競合関係の識別、従業員の競業行為の立証をめぐる、司法実務における認定状況をまとめ、企業の皆様が類似事件を処理する際の参考として供するものとした。

#### 2. 従業員の新旧使用者の間における競合関係の認定基準

従業員の競業行為の認定に際しては、従業員の元の使用者と新しい使用者（以下、「新旧使用者」と総称する）の間における競合関係の有無に注目する必要がある。「労働契約法」24条の規定によると、特定の労働者が退職後の一定期間内に元の使用者と競合関係にある他の使用者において（又は自ら開業して）同種の製品を生産又は経営したり、同種の業務に従事したりすることは競業行為となる。つまり、競業行為を構成する前提として、従業員の新旧使用者が「同種の製品を生産又は経営し、同種の業務に従事する」競合関係にあることが必要となる。一方、「同種の製品、同種の業務」について、現行の法律、行政法規、司法解釈では明確な認定基準が示されておらず、労働仲裁の仲裁人や裁判官の自由裁量に委ねられる部分が多い。司法実務において、裁判所は通常、次の要素に応じて、新旧使用者の間における競合関係を認定することになる。

##### (1) 新旧使用者の工商登記の経営範囲が同一又は類似しているか否か

現在、元の使用者は新たな使用者の工商登記上の経営範囲を国家企業信用情報公示システムで調べることができ、工商登記情報の経営範囲は、実務上、「競合関係」の認定に際し、最も直接的かつ入手しやすい証明資料となっている。裁判所も「競合関係」を評価するにあたり、経営範囲を第一の判断要素としており、新旧使用者の経営範囲が同一又は類似している場合には、新旧使用者が「競合関係」を構成していると認定するケースが少なくない。一部の裁判実例では、新旧使用者の経営範囲における同一又は類似部分のごく一部であっても、裁判所が両社の経営範囲は同一及び類似していると認定したケースもある。

##### (2) 新旧使用者の実際の経営業務が同一又は類似しているか否か

新旧使用者の工商登記上の経営範囲は同一又は類似しているが、実際の製品分野は同じではなく、類似もしていない場合には、競合関係にないと認定される可能性がある。したがって、元の使用者としては、競合関係の立証において、経営範囲の重複のみならず、実際の経営業務における競合についても証拠を準備する必要がある。なお、従業員が、新たな使用者が実際には経営をしていないと反論した場合には、「立証責任の転換」により従業員がその立証責任を負うこととなる。

一方、新旧使用者の工商登記上の経営範囲が同一、類似していない場合でも、新旧使用者の実際の経営業務状況に基づいて両社が競合関係にあると判断される可能性もある。例えば、(2021)京 01 民終 2457 号の判決書において、裁判所は、従業員の新たな使用者は元の使用者と経営範囲は異なるが、両社はいずれも実質的にオンライン教育業務に従事しているとして、新旧使用者間に競合関係があると認定した。

##### (3) 新たな使用者が従業員と元の使用者とが約定した「競合関係のある企業」に当たるか否か

競合関係について紛争が生じないようにするため、実務上、使用者が従業員との競業避止義務契約に競合企業リストを明記し、従業員は競業避止義務の存続期間にリスト内の企業で勤務してはならないと約定するケースも見受けられる。新しい使用者が従業員と元の使用者とが約定した「競合関係のある企業」の一つであれば、新旧使用者は競合関係にあるという主張は裁判所の支持を得やすくなる。もっとも、裁判所は、新たな使用者が約定の競合企業リストに載っているか否かだけでなく、双方が実際に同一又は類似の業務に従事しているか否かも審査するため、新たな



使用者が元の使用者の競合企業リストに掲載されていることだけをもって、主張の唯一の根拠とすることはできないことにも注意する必要がある。

なお、競合企業リストがあっても、その記述に「XX グループ及びその関連企業」、「XX 社及び同社が投資する又は実質的に支配するその他の実体」などの概括的な表現をしている場合、裁判所は企業の実際の業務状況、支配関係を踏まえて認定を行うため、形式上は関連会社に該当しなくても、実質的に支配権を有していれば、リストに記載されている競合企業に該当すると認定されうる。

#### (4) 新旧使用者の顧客セグメントが重なるか否か

新旧使用者の顧客セグメントが重なっている場合は、それが競合関係を構成する根拠になりうる。例えば、(2017) 陝 01 民終 13018 号の判決書において、裁判所は「新たな使用者の年次報告書の売掛金の欄に記されている鉄鋼企業は、元の使用者の顧客セグメントと重なっている。また、新たな使用者の業務範囲にはコークス炉設備が含まれており、これは元の使用者の経営範囲と重なっている」として、双方の間に競合関係があると認定した。

### 3. 従業員の競業行為の立証

従業員の新旧使用者が競合関係にある場合について、従業員の競業行為を立証する際の要点を以下において分析する。

(1) 工商登記、社会保険又は住宅積立金の納付情報、税金の源泉徴収情報、銀行の入出金記録などの証拠 従業員が競合企業に資本参加している場合や、競合企業の董事、監事、高級管理職などを務めている場合、裁判所は工商登記などの情報を通じて、従業員が競業行為を行っているかどうかを判断することができる。しかし、実務上、従業員が持分や株式の代理保有などの隠蔽的な方法をとることもあり、その場合、元の使用者はさらに企業の年次報告書、連絡先、又はその他の証拠によって従業員の競業行為を証明することが考えられる。また、工商登記情報と同様に、従業員の社会保険・住宅積立金の納付情報、税金の源泉徴収記録、銀行の入出金記録なども競業行為を証明するうえで有利な証拠であるが、これらの証拠は従業員の個人情報に関わるため、一般的に労働争議仲裁委員会又は裁判所に調査・証拠取得を申請する必要がある。

#### (2) 従業員が競合企業で勤務していることの証拠

実務において、元の使用者が、従業員が競合企業の職場に頻繁に現れていること、従業員の車両に競合企業の職場への入場証がかかっていること、従業員が競合企業主催のイベントや会議などに参加していることなどに関する写真や動画を提出した場合、又は競合企業に電話をかけ従業員の就業状況を確認した音声の録音などを提出した場合、裁判所は通常、従業員に合理的な説明を求める。従業員が合理的な説明や証明をすることができなければ、上記の証拠は競業行為の根拠となりうる。

#### (3) 従業員が配偶者などの近親者を利用して競合行為を行っていることの証拠

従業員の配偶者などが元の使用者と同種の事業に投資する行為をもって、従業員が競業行為を行っているか認定できるか、という点については、司法実務上論争がある。元の使用者としては、従業員が把握する自社の情報、ルートなどはその配偶者も共有できること、従業員が配偶者との共有財産により収益を取得したことなどに関する立証を通じて、従業員の競業禁止義務違反を証明することもできる。しかし、元の使用者と従業員が締結した労働契約、競業禁止義務契約などの当事者はいずれも従業員本人のみであり、かつ、競業禁止義務を負う範囲が従業員本人だけであることを明確に約定している場合、元の使用者にとって不利となる。そのため、使用者としては労働契約、競業禁止義務契約、就業規則などにおいて、従業員の近親者も競業禁止義務を負う範囲に含まれることを明記することが望まれる。

#### (4) 競合企業の関連会社を利用して競業禁止義務を回避しようとしたことの証拠

実務上、従業員が実際には競合企業のために働いているにもかかわらず、従業員と労働契約を新たに締結したのは競合企業そのものではなく、競合企業の関連会社である、という特殊なケースもある。このようなケースで、従業員が関連会社を利用して虚偽の労働契約を締結したこと(例えば、従業員の実際の勤務地が労働契約の使用者の住所とは一致せず競合企業の住所と一致している、労働契約を締結した使用者が競合企業の関連会社であるなど)を証明する初歩的な資料を元の使用者が提出した場合、裁判所は通常、従業員に合理的な説明を求める。従業員が実際に労働契約を締結した主体に労働を提供していることを証明できない場合には、競業禁止義務違反と認定される可能

性がある。

(5) 使用者が競業禁止義務違反に対する従業員の主観的故意を証明する必要はない

競業禁止に関する紛争事件では、従業員は「競業禁止義務違反の主観的故意がない」ことや、「新旧使用者に競合関係があることを知らなかった」ことを理由として抗弁することが多い。これに対して、裁判所は通常、競業禁止義務存続期間中の従業員は職業選択時に入社する新たな企業の業務範囲を十分に把握する必要があり、競業禁止義務違反の故意がなくても、客観的に新旧使用者に潜在的な業務上の競合関係があれば、競業禁止義務違反を構成すると認定する。したがって、競業行為の認定においては、従業員に競業禁止義務違反に対する主観的な故意があるか、新旧使用者が競合関係にあることを従業員が知っていたかについて、元の使用者がこれを証明する必要はないと解される。

#### 4. 従業員の競業禁止義務違反の立証に関する提言

競業行為に関する紛争に適切に対応し、従業員の競業行為を十分かつ効果的に立証するために、元の使用者が注意すべき事項として、次の点が挙げられる。

(1) 従業員との競業禁止義務契約締結上の特別な約定

まず、契約締結時における競合企業リストの作成について、リストは列举方式に加え概括方式を採用することができる。実際のニーズに応じて競合企業を合理的に定義し、競合関係にある企業の関連会社も競業企業に組み込む。また、従業員が配偶者、両親、子供などの近親者を介して、又はそれらを利用して、自社と同種の製品を生産し又は取扱い、同種の業務に従事する企業に投資してはならないことを明確に約定する。

(2) 従業員退職時に対応すべき事項

従業員の退職にあたり、競業禁止義務の履行が必要な従業員に対しては、遅滞なく通知を出し、競業禁止義務の履行状況に関する報告義務を期限どおりに履行するよう要求する。なお、従業員の報告義務不履行に関する証拠は補助的な証拠であり、一般的に使用者は従業員が実際に競合企業に労働を提供していることを立証する必要がある。また、従業員に競業禁止義務を履行させるためには、競業禁止補償金の支払いが必要となる。

(3) 従業員の競業禁止義務違反の証拠収集に関する注意事項

新旧使用者間に競合関係があることについて、従業員が勤務する新たな使用者の工商登記上の経営範囲、実際の経營業務状況、顧客セグメントの状況及びその関連会社の状況などに関する資料を幅広く収集し、有効な「証拠チェーン」(証拠チェーンとは、ある事実を証明するために、その事実と関連性のある複数の証拠を組み合わせることで証明すること、又は、その事実が成立する蓋然性が高いことをいう)をもって可能な限り立証する。また、従業員の競業禁止義務違反の証拠を収集する際には、電話照会、現地訪問などを通じて、従業員が競合企業で働いていることの証拠となる資料を収集するほか、必要に応じ、公証機関による関連現場又は関連証拠資料の公証を行うことも可能である。さらに、従業員の近親者の対外的な投資状況を調査、検証し、従業員が近親者を通じて競業禁止義務違反の責任を回避した証拠を収集することが考えられる。証拠収集にあたっては、必要に応じて、労働仲裁委員会又は裁判所に調査、証拠取得を申請する。

情報提供: 金杜律师事务所





ナニワのおっちゃん経営道！  
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 85 回 : 「“耳タコ” できても、“げっぶ” ができても、“同じこと” を言い続け、求め続ける…。  
そんな上司が、あなたにとっての“本当の上司” です！！」

今どき、このタイトルのような上司がいたら、部下からうるさがられたり、「パワハラ！ 的な行動」とみなされたり、さらには、部下から嫌われたり、敬遠されたりしているのではないのでしょうか？

昨今のこんな風潮は、私のような昭和の人間にとっては、「人間関係が“薄っぺら”く、なってしまっている！」とも思えるのですが、いかがでしょうか？！

簡単なことは別にして、上司が部下に一度指示しただけで、上司の“期待する成果”をあげきる人は、そんなに多くいないのではないのでしょうか？！

上司の指示を聞いて、“分かりました！”・・・と言い切っても、「上司の心を理解する」というよりも、「自分なりに理解しました！！」というケースが多く、部下の行動結果を、上司が“がっかりしました！”・・・なんてこと、よく耳にします。

「聞いたことを理解し、判断し、実行し、かつしっかり成果を上げる・・・」、そこに至るまでには、多くの失敗をしたり、悔んだり、怒ったり、泣いたり・・・、つまり、上司と部下の関係がスムーズに行くには、双方に、“多くの経験と愛情”が不可欠なのだと思うのです。

だからこそ、部下のことを“大きく育ててほしい！”と思う上司は、部下から、“もう聞き飽きて、耳タコ出来るわ！”とか、“げっぶが出るほど聞いているわ！”・・・と言われても、なお、部下が、「言わなくてもできるようになるまで」は、“同じこと”を言い続けるのです。

- ・部下が、聞く気を出して、しっかり聞いて、
- ・部下が、やる気を出して、しっかりやって、
- ・上司が言わずとも、ちゃあぁ～んと出来るようになる時まで・・・。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>